平成２４年（フ）第１９７号
滋賀県近江八幡市竹町183番地１　２号
破産者　小原　幸一
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２０９号
滋賀県愛知郡愛荘町島川1079、住民票上の住所滋賀県彦根市長曽根南町459番地６
破産者　増川　雄士
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１２２号
岡山県美作市巨勢1524番地
破産者　今井　里美（旧姓西田）
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第６号
北海道白老郡白老町字竹浦181番地457、前住所北海道白老郡白老町字竹浦112番地１　オークラスパランド寮
破産者　青木　大樹
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
京都府亀岡市三宅町22番地、住民票上の住所京都府亀岡市北古世町１丁目15番７号
破産者　関口　久子
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第２２０号
神戸市西区大津和１丁目４番地の４　ロイヤルヒル２番館102号
破産者　宮武　征美
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第５２号
山口県萩市大字椿東315番地　県住中津江団地Ｇ棟302号
破産者　古川　　毅
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第４５０号
東京都調布市染地２丁目８番地３Ｃ―809
破産者　茂呂　健作
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７号
広島県福山市東川口町２丁目11番10号
破産者　豊星自装株式会社
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第７３号
横浜市金沢区平潟町27番９号
破産者　有限会社キャメル
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５６４号
横浜市港南区日野４丁目35番２号
破産者　株式会社クリアランス
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９０４号
横浜市鶴見区鶴見中央３丁目16番１号
破産者　神和エキスプレス株式会社
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９９８号
神奈川県座間市四ツ谷461―１
破産者　鈴木　富三
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５４０号
東京都品川区上大崎４丁目５番37号、旧本店所在地東京都目黒区碑文谷４丁目21番13号
破産者　株式会社Ｄｏ　Ｇｒａｐｈｉｃ（旧商号株式会社ジャップス）
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５０号
神奈川県川崎市幸区塚越１丁目60番122
破産者　五常工機株式会社
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２６４号
神奈川県横浜市鶴見区下野谷町４丁目166―５―403
破産者　高林　宏之
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９９９号
東京都品川区戸越６丁目12―７―301
破産者　内田　　忠
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３８７号
東京都中央区月島２丁目１―１―1311
破産者　亡菅久尚武相続財産
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６００８号
神奈川県大和市深見東１―３―16、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区二葉２丁目10番９号
破産者　株式会社日本エムテック
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部